

辰野町 DX 推進戦略

「資源・魅力・可能性を融合した光り輝く辰野町を目指して」

【第 4.0 版】

改定日	改定版	改定内容
令和 8 年 4 月 1 日	第 4 版	・令和 5 年度～令和 7 年度の取り組み結果を記載 ・総務省自治体 DX 推進計画第 5.1 版改定に基づき改定
令和 7 年 5 月 1 日	第 3 版	・総務省自治体 DX 推進計画第 4.0 版改定に基づき改定
令和 6 年 4 月 1 日	第 2 版	・総務省自治体 DX 推進計画第 2.3 版改定に基づき改定

令和 8 年 4 月



目次

第1章 DX 推進戦略策定の背景	3
1 はじめに	4
2 国の動向	
3 長野県の DX 推進	5
4 辰野町 DX 推進戦略の策定	
第2章 辰野町の取組	6
1 DX 推進戦略の目指す姿	7
2 DX 推進体制	
3 辰野町第6次総合計画との位置づけ	8
4 DX 推進戦略対象期間	
第3章 DX 推進施策	9
1 辰野町 DX 推進分類	10
2 辰野町 DX 推進ロードマップ	
3 辰野町 DX 推進施策	11
(1) 自治体 DX の重点取組事項	
(2) 自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル 社会の実現に向けた取組	13
(3) 辰野町において必要に応じ実施を検討する取組	15
4 施策の実施について	15

第 1 章 DX 推進戦略策定の背景

1 はじめに

少子高齢化、人口減少の進行、暮らしや働き方に対する多様な価値観の変化により、これまで以上の速さで物事が変化する新しい時代を迎えています。

令和2年度辰野町の国勢調査の人口は18,555人で平成27年と比較し1,215人減少しました。今後令和12年(2030年)には15,674人、令和22年(2040年)には12,913人に減少していくことが予想されます。

このような人口減少は行政職員や地域を担う人の減少を意味しており、公共施設や道路などの維持管理や行政事務を行うことができなくなる可能性があります。一方で、住民ニーズは多様化し、行政の仕事はますます複雑・多岐にわたっています。

そのような中で、インターネットの普及、スマートフォンをはじめとした各種デバイスの小型化・高機能化、搭載されるアプリケーションの高性能・低価格化・利用のしやすさ、選択肢の劇的な増加などデジタル技術はわれわれの身近なものになり一般化しています。今まさに、従来の「ヒト・モノ・カネ」の社会関係資本にデジタル技術が加わり、活用できるようになる時代となりました。

だからこそ、こうした技術を活用し、公共事業や行政事務を効率的にすすめていくことがこれからの時代には重要となってきています。

2 国の動向

デジタル改革関連法が施行され、総務省では、令和2年12月25日に「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、関係省庁による支援策等を取りまとめた「自治体DX推進計画」を策定しました。

自治体が自ら担う行政サービスについて、デジタル技術やデータ、AIを活用して住民の利便性の向上と業務効率化を図り、行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められています。このことを踏まえ、自治体が着実にDXに取り組めるよう、令和3年7月には「自治体DX推進手順書」が作成されました。

その後、自治体DX推進計画【第5.1版】が公開され、住民起点のサービス設計を基本とし、行政手続のオンライン化等の推進に加え、既存業務を前提にした単なる電子化ではなく、業務の効率化を行った上でデジタル化を進めることを求めています。また、自治体情報システムについては、標準化・共通化の取組を進め、持続可能な運用体制を確保しながら、国・地方を通じた行政サービスの安定的な提供につなげることをとしています。

さらに、データの利活用やオープンデータの推進、セキュリティ確保、デジタル人材の確保・育成、推進体制の整備、進捗管理と継続的な改善など、DXを実効性ある取組として定着させる観点が示されています。国の動向を踏まえつつ、地域の実情に応じて優先順位を設定し、全庁的に取組を進めることが求められており、令和8年度以降も自治体DXを引き続き推進することが明記されています。

3 長野県の DX 推進

長野県は、「しあわせ信州創造プラン 3.0」に基づき、令和 2 年 7 月に「長野県 DX 戦略」を策定し、令和 7 年 3 月には「長野県 DX アクションプラン」（令和 7～9 年度）を策定しました。

県内の自治体が連携して DX を推進するため、「長野県先端技術活用推進協議会」を設置し、県内市町村等が参加しています。共通システムの共同調達・仕様検討、先端技術の社会実装の推進、DX 推進に関する情報共有・意見交換などを行っており、そのほか、市町村 DX アセスメントの実施、広域的な視点からの調整・支援、デジタル人材の派遣・育成支援、共同調達の推進、先進事例の横展開など、市町村の DX 推進を支援しています。

（※長野県 DX 戦略）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/dx-promo/dx/2007dxsenryaku.html>

（※長野県 DX アクションプラン）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/dx-promo/dx/2025dxactionplan.html>

4 辰野町 DX 推進戦略の策定

辰野町では資源・魅力・可能性を 3 原色とし、それぞれを融合して未来に向けた種をまくため、3 つの X（BX・DX・GX）を掲げ、大きな改革に取り組みます。

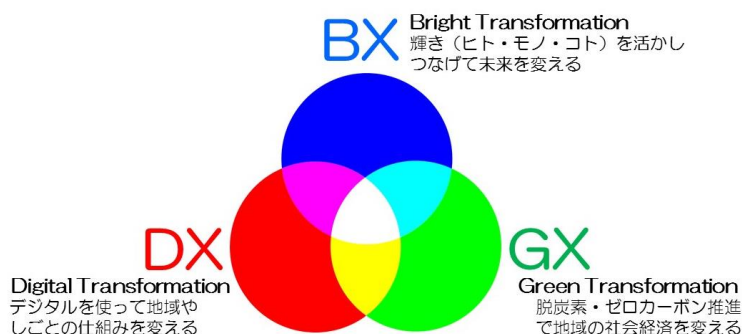
人口減少、少子高齢化、地域の担い手不足など、社会課題は複雑化、多様化しており、住民ニーズに柔軟に対応し持続可能なサービスを提供していただくことが求められます。

自治体が行う DX は、これまでの情報化とは異なり、単なるシステムの導入や更新だけでなく、業務手順の見直しや、職員一人ひとりの生産性・適応性を向上させ、組織の在り方等を変える大きな改革が必要です。

そのため、辰野町では、総務省の「自治体 DX 推進計画」に基づき、デジタル技術の導入による行政サービスや住民の利便性の向上を図ることを目的として本戦略を策定します。

さらに、令和 6 年度に総務省「自治体 DX 推進計画」の改定に伴い、「辰野町 DX 推進戦略 第 2 版」を、令和 7 年度は「辰野町 DX 推進戦略 第 3 版」、令和 8 年度においては「辰野町 DX 推進戦略 第 4 版」を策定し、以後継続して、辰野町における DX を推進します。

辰野町にある光（=資源・魅力・可能性）の 3 原色 = 3X



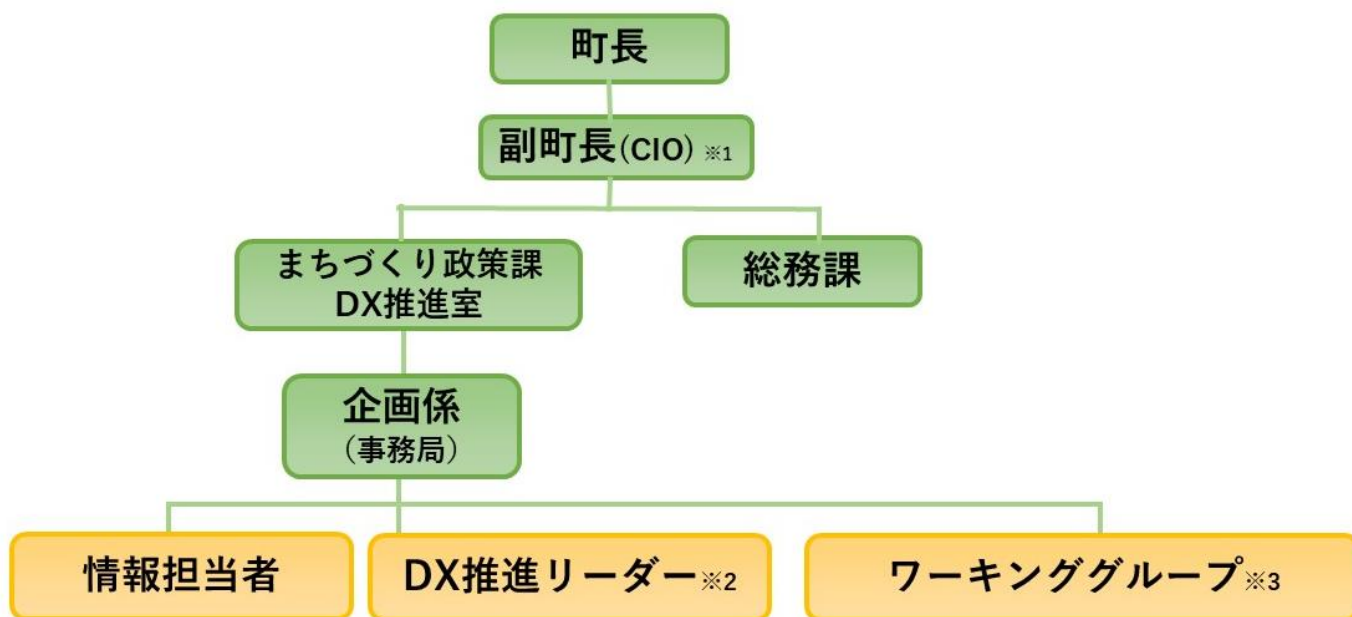
第2章 辰野町の取組

1 DX 推進戦略の目指す姿

1. 住民ニーズの多様化に「ワンストップ・フロー（行かない・書かない・待たない・迷わない）」で効果的に対応する。
2. 業務手順の見直しをはかり、職員一人ひとりの生産性・適応性を向上させる。

業務や住民サービスの見直しを行い「ワンストップ・フロー」を合言葉に、住民の方も、職員も、共に負担が軽減され、時間などに余裕が生まれ、相互にとってメリットがある関係を目指します。

2 DX 推進体制



所属を越えたプロジェクトチームの発足や、外部アドバイザーの活用、ワーキンググループ*設置等、全庁一丸となり推進していきます。

※1 CIO : Chief Information Officer (最高情報統括責任者)

※2 DX 推進リーダー : 各課においてデジタル活用や意識醸成を牽引する

※3 ワーキンググループ : 全庁における現状課題の分析・施策検討・先行事例・人材育成

3 辰野町第6次総合計画との位置づけ

辰野町第6次総合計画における基本方針2を実現します。

「方針2 デジタル化など技術の発展や社会の変化を活かしたまちづくり」

これからの10年で、ICT、IoT、AI技術の発展はますます急速になります。これらの技術の発展は、新たな産業や生活の利便性を高めるうえで好機となり得ます。技術革新をいち早く活用することで、日常の生活や地域課題の解決に役立てます。また、町民がこれらの技術を十分に使いこなすことができるよう、環境整備や学習機会を設けます。

4 DX推進戦略対象期間

本戦略は、令和8年度から令和12年度までの5年間を対象期間とします。

戦略の内容については、第6次総合計画や国の政策動向等を踏まえ随時見直しを行います。

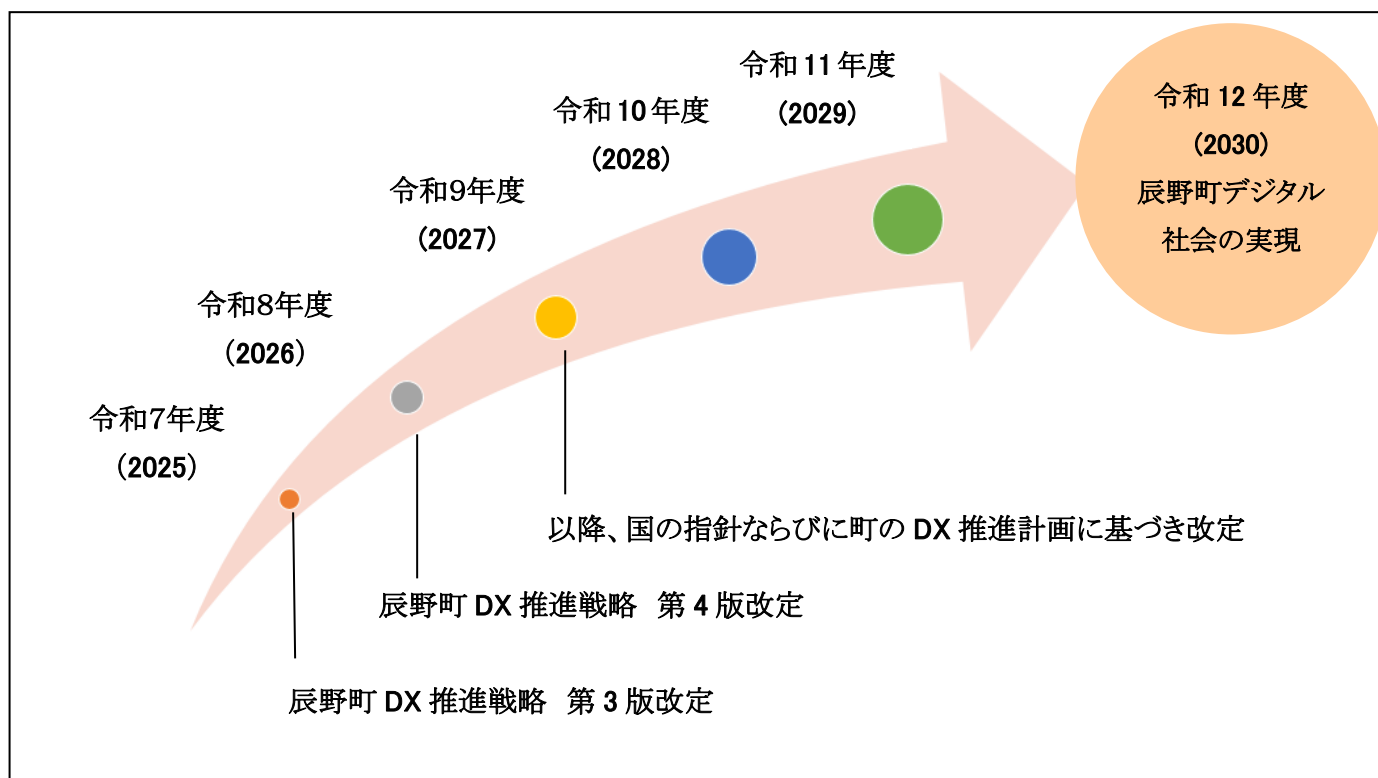
第 3 章 DX 推進施策

1. 辰野町 DX 推進分類

- (1) 自治体 DX の重点取組事項
- (2) 自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組
- (3) 辰野町において必要に応じ実施を検討する取組

当町における DX 推進施策は、「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」(総務省、令和 4 年 9 月 2 日)に基づき、上記の 3 分類にて総合的に推進します。

2. 辰野町 DX 推進ロードマップ



3. 辰野町 DX 推進施策

(1) 自治体 DX の重点取組事項

取組事項	具体的な取り組み内容	取り組み結果
1) 自治体フロントヤード改革の推進 ※令和 6 年度新設	自治体窓口 DX として「書かないワンストップ窓口」の取組みを推進し、「辰野町フロントヤード改革」として「行かない」「書かない」「待たない」「迷わない」窓口を目的とする「フロントヤード」改革に積極的に取り組みます。また自宅でのオンライン来庁予約、近隣の郵便局・公民館での申請サポートやリモート相談、来庁時のセルフ端末、個別ブースでの丁寧な相談など、対面・非対面の対応を適切に組み合わせ、町民との多様な接点を実現します。これらの改革を通じて、庁舎空間が単なる手続きの場から地域課題の解決の場として活用することを目指します。	<p><令和 6 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合窓口のレイアウト変更 ・庁舎掲示情報のデジタル化 ・窓口コンシェルジュ導入 ・「らくらく窓口」システムの設置 ・マルチ決済端末の設置 <p><令和 7 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「書かない窓口システム」の設置
2) 自治体情報システムの標準化・共通化	行政サービスに係る基幹系 20 業務システムについて、国が新たに構築する全国的なクラウドシステム（Gov-Cloud：ガバメントクラウド）を活用して、ワンストップとなるためのデジタル化を進めていきます。また、町民の利便性の向上をはかるため、以下の手続きについてのデジタル化も行っていきます。	<p><令和 5 年度～令和 7 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム構築 <p><令和 8 年 2 月></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用開始 <p>※国の動向により逐次変更あり</p>
3) システム共通化等の推進	「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（2024 年（令和 6 年）6 月 21 日閣議決定）に基づき、システム共通化等を推進していきます。	※自治体推進計画第 5.1 版による
3) 公金収納における eL-QR の活用	公金の性質上、全国的に共通の取り扱いとする必要がある、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、河川法上の流水占用料等について eL-QR（地方税統一 QR コード）を活用した納付を進めます。また、普通会計に属する全ての公金ならびに公営事業会計に属する公金のうち水道料金及び下水道使用料について eLTAX を活用した納付が可能となるよう取り組みます。	<p><令和 6 年度～令和 7 年度></p> <p>一部実施</p> <p><令和 8 年 10 月></p> <p>運用開始予定</p>

4) マイナンバーカード普及促進・利用の推進	辰野町のマイナンバーカード保有率は令和7年3月末時点で人口に対する割合が92.42%となり、国の人口に対する割合の77.1%（令和6年12月3日時点）より大幅な保有率となっている。今後は、令和7年度以降のカードや電子証明書の大量更新へ対応するための体制整備や、紛失した者、新規出生者、国外からの転入者など、速やかにカードを取得する必要がある場合の特急発行の仕組みを整えるほか、出生届とカード申請様式の一体化、オンライン出生届と併せてカードのオンライン申請化の検討を進めていきます。	※マイナンバーカード 交付割合 〈令和5年度〉 73.23%（R5.3.31現在） 〈令和6年度〉 82.52%（R6.3.31現在） 〈令和7年度〉 94.42%（R7.3.31現在）
5) セキュリティ対策の徹底	安心してデジタル技術を活用するために、あらためてセキュリティ対策を見直し、業務の利便性・効率化の向上を行っていきます。 ・辰野町セキュリティポリシーの改正 ・サイバーセキュリティ対策の推進等	〈令和8年4月〉 ・改正
6) AI・RPAの利用促進	AI・RPAなどのデジタル技術を有力なツールと位置づけ、国が作成する「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック」及び「自治体におけるRPA導入ガイドブック」を参考に積極的に活用していきます。	〈令和5年度〉 ・議事録作成AI導入 〈令和7年度〉 ・生成AI試験導入
7) テレワークの推進	業務の効率化を図り、行政サービスの向上をめざし、また、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できるテレワーク推進を情報セキュリティの確保につとめながら行っていきます。	〈令和5年度〉 ・テレワーク開始 現在運用継続中
参考： 【令和5年4月】 3) 行政手続きのオンライン化	国が定める特に利便性の向上に資する27手続き及び転出・転入手続き関係について、マイナンバーカードを用いて『マイナポータル』からオンラインで電子申請ができますようになります。 ・子育て関係 15手続き ・介護関係 11手続き ・被災者支援関係 1手続き 〈転出・転入手続き関係〉 ・引越しワンストップサービス	〈令和5年度〉 ・運用開始

<スケジュール>

取組事項	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1) 自治体フロントヤード改革の推進	各種手続きのオンライン化 推進					
		バックヤード検討開始		実施準備		運用
2) 自治体情報システムの標準化・共通化	運用中(逐次機能追加あり)					
3) 公金収納におけるeL-QRの活用		実施準備	運用			
4) マイナンバーカード取得支援・利用推進	取得支援・利用推進					
5) セキュリティ対策の徹底	セキュリティ対策の推進					
6) AI・RPAの利用促進		一部試行	運用開始			
7) テレワークの推進	運用中					

(2) 自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組

取組事項	具体的な取り組み内容	取り組み結果
1) デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化	<p>国が令和6年12月に決定した「地方創生2.0」の基本構想の5本柱のうち、「④デジタル・新技術の徹底活用」に基づき、デジタル・新技術を活用して構築されたデジタル基盤を有効に活用し、デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援 ・地域におけるデジタル人材の確保・育成 ・条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化 ・デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進 ・デジタル技術を活用した安心・安全の確保 ・中小企業のDX支援 等 	<p><令和5・6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省デジタル活用支援スマホ教室実施 ・辰野町公式LINEの普及 <p><令和5年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園、小・中学校における連絡ツールのデジタル化 ・各種会議オンライン化 ・各種証明書電子申請交付サービス開始 <p><令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会中継配信オンライン化

2) デジタルデバイス対策	<p>年齢や障がいの有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、すべての町民が日々の生活でデジタル技術の恩恵を広く受けられるよう、環境の整備、支援策を充実させ、誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指します。</p> <p>○仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・だれでも容易に操作できる仕組み ・多言語に対応した仕組み ・音声からデジタルへの変換技術を活用した仕組み ・デジタル支援員による住民への支援の仕組み <p>○活用支援（令和8年度以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の幅広い関係者との連携による、講座の開催、相談対応等 	<p>○仕組みづくり</p> <p><令和5年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性しごと相談オンライン化 <p><令和5年度、令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省デジタル活用支援スマホ教室実施 ・行政チャンネル スマホ講座放送 ・町 YouTube によるスマホ講座配信 <p><令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・らくらく窓口システム利用方法動画配信 <p><令和7年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・書かない窓口システム利用方法動画配信 ・女性のための在宅ワークセミナー実施
3) デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し	<p>目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制の7項目の規制及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制について、デジタル化を阻害する規制・制度の見直しを進めます。</p>	<p>※見直し予定</p>

<スケジュール>

取組事項	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1) 地域社会のデジタル化	一部運用中					
	詳細検討			準備		運用
2) デジタルデバイス対策	一部運用中					
	詳細検討			準備		運用
3) 規制の点検・見直し	見直し			運用		

(3) 辰野町において必要に応じ実施を検討する取組

取組事項	具体的な取り組み内容	取り組み結果
1) BPR の取組の徹底	<p>国が進める行政手続きにおける署名・押印・対規制の抜本的な見直しに伴い、行政手続きのデジタル化に向けた取り組みをはじめます。</p> <p>①ペーパーレス化 ②デジタルを活用した情報発信 ③子育て支援のデジタル化 ④キャッシュレス化 ⑤マイナンバーカードを活用した地域振興 ⑥地域公共交通予約のデジタル化 ⑦公共施設予約のデジタル化 ⑧総合福祉関連のシステム化 ⑨議会のオンライン化 ⑩人事管理のオンライン化 ⑪庁内 ICT ツールの活用・オンライン化 ⑫ネットワーク整備</p>	※アクションプランに明記
2) オープンデータの推進・官民データ活用の推進	<p>町が保有するデータを二次利用しやすい形で公開するオープンデータの取組を拡充し、住民・企業・団体等による地域の課題解決や新たな価値・文化の創造につなげます。</p>	※アクションプランに明記

<スケジュール>

取組事項	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1) BPR の取組の徹底	一部運用中					
	詳細検討		準備			運用
	課題検討					
2) オープンデータの推進・官民データ活用の推進	課題検討		準備			運用

4 施策の実施について

「辰野町 DX 推進戦略」の基本方針に基づき、辰野町 DX 推進分類 (1)・(2) については国・県と歩調を合わせて実施します。

(3) については、別途「辰野町 DX 推進戦略アクションプラン」を策定し推進します。